

三郷市自治基本条例 庁内検討会議 第7回  
記録

平成21年5月26日(火)午前9時～12時

出席者 前田企画総務部副部長、田中企画総務部参事、酒巻市民課長、関根環境経済部参事、柿沼福祉課長、中村建設部副部長、大久保まちづくり推進部参事、白石水道部副部長、南部消防総務課長、清水教育総務課長、黒川農業委員会事務局長、小澤監査委員事務局次長、大野財務部参事  
事務局 岡田企画調整課副参事 日暮企画調整課主任

1. 条例案の報告

(事務局より条例案の報告)

【議会及び執行機関の意見と事務局の考え方資料について】

- ・ 資料「議会の意見と事務局の考え方」について、「事務局の考え方」の記述が不明確な点があるので修正したほうがいい。
- ・ 資料「執行機関の意見と事務局の考え方」について、説明・質疑応答を行った時点の記録としての資料なのか、現時点での資料なのか分らず読みにくい。

<事務局より>

- ・ 説明・質疑応答を行った時点の記録として作成しているので、年月日を明記して修正する。

2. 自治基本条例運用の考え方

(事務局よりスケジュール及び自治基本条例運用の考え方(案)について説明)

(1)これまでの取組み状況について

【行政改革について】

- ・ 第17条(行政改革)については、「行政改革五ヵ年計画」ではなく、既に策定されている「行革3ヵ年計画」を記載したほうがいいのではないかと。

【これまでの取組みの整理について】

- ・ 応答責任については、制度として確立されたものはまだないが、今後はマニュアルなどを整備する必要がある。「今後の方向性」として、HPの充実などに取り組むべきで、資料の表に追記したい。
- ・ 「参加と協働のまちづくり指針」については、現在、庁内のものとなっているが、今後は市民も巻き込んだ参加条例のようなものを整備することが考えられる。
- ・ コミュニティ活動については、地区スポーツ協議会や町会長連絡会議などを従来から行っている。
- ・ 各課での取組み状況を全庁的に集めるとよい。

<事務局より>

- ・ 各課に照会して追記してもらうこととしたい。

(2)自治基本条例運用のための新制度等について

①職員提案制度の再整備

【制度の課題と必要性の検証】

- ・ この制度を再整備する前に、職員提案制度が中断している原因を検証すべき。なぜこ

の制度が必要なのかを説明し、各職員が納得できるようにしなければ、また中断するようなことになりかねない。

- ・ 条例案の第12条（市長の責務）第3項及び第14条（市職員の責務）を根拠とするなら、情勢によって流動的に変わるような制度ではない。
- ・ 「〇〇課の職員」としてではなく、「三郷市職員」として思考する意識を持つべきであり、そのためには必要な制度だと考える。
- ・ 提案者のスキルアップにもつながる制度であり、条例案の第19条（政策法務）にも関連する。

#### 【以前の制度の課題】

- ・ 考えられる原因のひとつに、「出る杭は打たれる」という現状があった。提案者を守るような仕組みが必要だ。
- ・ 提案件数の減少、審査側が提案を拒む意識があったことが中断している原因ではないか。
- ・ 部課長のみが審査を行っていたが、現場を担う係長級が関わりを持つべきだった。
- ・ 提案の背景、効果、上位計画での位置づけ、必要な予算などを記載できる提案フォーマットになっていなかった。またプレゼンテーションは行われず（制度上は機会が与えられていたが実際には行われていない）、提案の想いを訴える時間がなかった。単なる“思いつき”の提案ではなく、“想いのこもった”提案にしなければならない。

#### ＜事務局より＞

- ・ 行政改革推進室と調整して、中断している原因の検証と新制度の内容の具体化を進めたい。

### ②自治基本条例に関する職員等研修の実施

#### 【市政運営の具体的な制度に重点を置いた研修を】

- ・ 研修内容については、条例の必要性や背景の部分は簡単でよく、「第5章 市政運営」と「第6章 参加と協働」及び「第9章 国、埼玉県、他の地方自治体等との連携」についての考え方に重点を置くべきである。

#### 【条例の効果についての認識づくりを】

- ・ 「条例によって何が変わるのか」という点を多くの職員が認識できることが重要だ。

#### ＜事務局より＞

- ・ 大和市の例では、国のある会議に地方自治体の住民が参加することはなかったが、自治基本条例を根拠に訴えた結果、参加できることになったという話がある。
- ・ 研修では、条例に基づく運用の考え方や新しい制度を説明していきたい。

#### 【管理職に実施責任を置いた体制づくり】

- ・ 担当を人事課とするのではなく、各課の管理職が実施責任者となるべきではないか。研修は、まずは全職員を対象とするよりも管理職にターゲットを絞って進めたい。
- ・ 他の制度案も含めて、担当課を企画調整課、人事課、市民活動支援課に限定するのではなく、全庁的な取組みとしていく必要がある。

### ③参加手続の一覧情報の提供

#### 【一覧情報と詳細情報の提供】

- ・ 一覧情報の提供は、秘書広報課が担当してはどうか。さらに情報が欲しい個人への積極的な情報提供については、企画調整課が仕組みをつくるべき。

#### ＜事務局より＞

- ・ 一覧情報の提供については広報担当と調整してみたい。

#### ④参加手法の考え方の提供

#### ⑤「三郷学講座」の開講

(意見なし)

#### ⑥「協働推進指針」の整備

##### 【市民同士の協働支援も視野に】

- ・ 事例に挙げられている足立区の協働ガイドラインは、区の事業を区民との協働で実施する際の考え方や手続きをまとめたものという位置づけである。三郷市の自治基本条例では、協働の概念を広く捉えており、市民と行政の協働だけでなく、市民同士の協働も視野に入れている。そのため、足立区の例とは異なるパターンになると考えている。市民同士の協働を行政がどう支援し、コーディネートするのかなどといった視点も含めたものになる。
- ・ まず、これまで三郷市で行われてきた協働の形やスタンスを調査すべき。例えば、事務局の負担の度合いなど、人、物、金、情報をどのように提供しあって進められてきているのか。

#### ⑦協働事業提案制度の整備

##### 【総合的な相談室の設置を】

- ・ 相談室の設置が提案の公募の後になっているが、提案の前にも必要ではないか。幅広い提案の窓口機能、コーディネートの機能を担うためには、総合的な窓口が必要だ。一方、提案の後の相談室は、各担当課が担うものである。

##### 【幅広い協働のかたち】

- ・ 「みどりのカーテン」事業の普及啓発を市民との協働で行っている。運営主体となる市民を募ったところ30人強が集まった。市の予算は計上していないので、民間からの協賛を募ったところ約30社が集まってくれた。担当課は事務局機能を分担している。最初の目的設定は行政が行ったが、これも協働であると考えられる。
- ・ 今後は、市民からの様々な提案に対応する必要があると思われる。協働のかたちを幅広く捉える視点が必要だ。

##### 【市民の意欲や活動をコーディネートする行政の役割】

- ・ 「川が汚れている、掃除したい」という意欲を持っていても、どのように動いていいかわからない市民が多くいるはずだ。行政が声をかけ、人を組み合わせる役割をもっている。「民間は勝手にどうぞ」ということにはならない。行政の役割としてコーディネーターが重要である。
- ・ 市民同士の協働を進めるには、交流の場の形成、情報交流の仕組みづくりが重要である。

#### ⑧学生や市民による政策提言の制度の整備

##### 【学生のインターンシップ制度と併せた整備を】

- ・ 若い世代、特に大学生に対しては、インターンシップ制度を設けるべきだと考えるが整備されていない。意見を言うだけでなく、併せて、職場経験をしてもらうことが必要だ。
- ・ 現在でも、高校生プランナー事業や中学生意見発表会が行われている。対象者を大学生に限定する必要はない。

#### ⑨コミュニティ活動拠点の整備

- ・ コミュニティ活動拠点の整備にあたっては、助成メニューを多く持っている市民活動

支援課も関わって進めるべき。

- ・ 既存の施設についても、コミュニティ活動拠点としての位置づけを検討すべき。

#### ⑩自治基本条例の普及啓発

##### 【「市民サポーター」の協力について】

- ・ 「市民サポーター」を募って普及啓発を行うには「この条例によって何が変わるのか」を理解する必要がある。現状ではそれは難しいと思う。

##### 【条例を使って主体的に取り組む意識づけを】

- ・ 「条例によって何が変わるのか」ではなく、条例を道具として扱い、市民が主体となって「条例を使ってどう変えるのか」が大事である。「この条文を使えばこう変えられますよ」という内容を普及していくべき。

#### ○その他

##### 【説明責任と応答責任について】

- ・ 市民や議会への情報提供の内容や時期などについてのルールづくりが必要だ。
- ・ さらに、問われたら提供するのではなく、積極的に情報発信を行うためのルールもあるといい。
- ・ 応答責任についても、窓口への相談や市長への手紙などで寄せられた意見への回答ルール、市民の声を聴くためのルールを定めるといい。

##### 【条例とその運用の庁内の普及について】

- ・ 運用の考え方をまとめて、いかに各職員に普及していくかが重要である。

### 3. 次回の日程

- ・ 6月25日（木）9時から、条例案の解説及び運用の考え方について、講師またはコンサルタントによる講義を行う。その後、庁内検討会議を1時間程度設ける。
- ・ 本日の資料「条例の運用の考え方」については、シートを用意するので、追加の意見があれば提出いただきたい。